

お知らせ

保育所・認定こども園
新規入所について

令和8年4月1日から新規で保育所または認定こども園（保育所部分）への入所を希望する児童の受付を開始します。

※認定こども園の「幼稚園部分」での入園を希望される方は、各園に直接申込みをしてください。

対象児童 保護者が就労、妊娠や出産、病気、障害、病人の看護、災害復旧、求職活動、就学などの事情により保育が必要な児童

申込書の配布について

入所希望の方には健康・こども課子育てサポート係で「入所申込書」等を配布し、必要書類の説明をします。

配布期間 11月28日（金）まで

申込書の受付について

受付期間 12月1日（月）～26日（金）

提出先 健康・こども課子育てサポート係

※保育所および認定こども園では、入所手続きはできませんのでご注意ください。

※転園を希望する場合も受付期間内に手続きを行ってください。

※保育所等の定員数などにより、第1希望の施設へ入所できないことがありますので、ご了承ください。

※市外の保育所または認定こども園への入所を希望する場合も、手続きは枕崎市で行う必要があります。市外の保育所等への入所を希望される場合は、お早めにご相談ください。

問合せ・申込み 健康・こども課子育てサポート係 TEL735612

特別障害者手当等について

◎特別障害者手当

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の満20歳以上の方に手当を支給するものです。

支給額 月額29590円（令和7年4月より適用）

対象要件 次の条件を満たす重度の障害がある方

- ・病院、診療所に3カ月以上入院していないこと
- ・施設に入所していないこと
- ・本人および扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

◎障害児福祉手当

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の障害児（概ね3歳以上20歳未満）の方に手当を支給するものです。

支給額 月額16100円（令和7年4月より適用）

対象要件 次の条件を満たす重度の障害がある方

- ・施設に入所していないこと
- ・本人および扶養義務者の前年の所得が一定の額を超えていないこと

問合せ 福祉課障害福祉係 TEL761197

令和8年の「裁判員候補者」または「検察審査員候補者」に選ばれた皆さんへ

それぞれの候補者は、選挙権を有する県民の中からくじで選定されます。候補者となった方へは、11月中旬頃に裁判員候補者名簿への記載のお知らせ「または「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」が届きます。

国民が司法に参加する二つの制度ですので、ご協力ください。

問合せ 裁判員Ⅱ鹿児島地方裁判所刑事部裁判員係 TEL099-2227157、検察審査員Ⅱ鹿児島検察審査会事務局 TEL0998083719

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会

を形成していく上で克服すべき重要な課題です。期間中、市役所や市立図書館等に「女性に対する暴力根絶」のシンボルであるパープルリボンツリーを設置し、啓発を行います。

相談窓口 DV相談ナビ TEL#8008、市家庭児童相談室 TEL761136、枕崎警察署 TEL76110

▲チャット等での相談はこちら（DV相談プラス）



オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

11月は「秋のこどもまんなか月間」です。その取り組みの一つとしてオレンジリボン「児童虐待防止推進キャンペーン」を実施します。

オレンジリボンは「こどもへの虐待防止」のシンボルマークです。オレンジリボンの「子育てを暖かく見守る」という意味を込め、オレンジリボンツリーを健康センター、児童館、児童センターに、市役所や市立図書館等にはパープルリボンツリー＆オレンジリボンツリーを設置し、啓発を行います。

児童虐待は、子どもの生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すことになります。児童虐待防止は地域全体で取り組むことで、発生予防や早期発見につながります。

あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか？「もしかし

ら」と感じたら、すぐに左記の連絡先のいずれかに連絡してください。

- ・おかしいと感じたら、迷わず連絡（通告）
- ・「しつけのつもり」は言い訳
- ・一人で抱え込まない
- ・親の立場より子どもの立場
- ・虐待はあなたの周りでも起こりうる

連絡・相談先 児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）、南薩地域振興局地域保健福祉課 TEL538001、健康・こども課子育てサポート係 TEL735612、市家庭児童相談室 TEL761136

問合せ 健康・こども課子育てサポート係 TEL735612

調停無料相談会

悩みやお困りのこと等ありませんか。裁判所の調停委員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので安心してご相談ください。予約は必要ありません。

日時 11月22日（土） 午前10時～午後3時

場所 市民会館第3会議室

相談内容

- ・家事関係（婚姻、離婚、夫婦関係、親子関係、扶養、遺産相続、その他親族関係等に関する調停手続きの相談）
- ・民事関係（土地・建物の売買、土

地の境界等、多重債務、交通事故等に関する調停手続きの相談

問合せ 加世田調停協会 岸田 TEL728898

地域若者サポートステーション（サポステ）のご案内

地域若者サポートステーション（通称サポステ）は、「働く」への一歩を踏み出した15歳～49歳のお仕事をされていない方や就学中でない方たちを職場定着するまで全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。いきなりハローワークで求職活動は不安という方も、まずはサポステで「自分探し」から始められます。

相談は予約制で、利用料は無料です。詳しくはサポステのホームページをご確認ください。

問合せ 県地域若者サポートステーション TEL09922080870

知覧税務署での相談はご予約を

国税について面接による相談を希望する場合や、相談内容により電話等での回答が困難な場合には、事前に相談日時を予約いただいた上で、相談を受けています。

税目	11月	12月	令和8年1月
・所得税 ・消費税（個人）	11日（火） 25日（火）	9日（火） 23日（火）	13日（火）
資産税 ・譲渡所得 ・相続税 ・贈与税 ・法人税 ・消費税（法人） ・源泉所得税 ・印紙税	17日（月）	15日（月）	19日（月）
	毎週金曜日		

予約の際には、名前・住所・相談内容等を伺います。直接来署しても予約のない方は、後日の相談になりますので、ご注意ください。

問合せ 知覧税務署 TEL831

募集

枕崎市立図書館指定管理者

教育委員会では、枕崎市立図書館の令和8年度からの指定管理者を募集しています。

所在地 枕崎市住吉町131番地

設置目的 図書館法の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした施設。

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

応募資格 枕崎市内に住所を有する法人その他の団体であって、募集要項に定める要件を満たす者

申請受付期間 11月28日（金）必着（平日の午前8時30分から午

令和7年度自衛官等採用試験日程

募集種目		資格	受付期限	試験期日
陸上自衛隊 高等工科学学校	推薦	男子で中学校卒（見込含む）の17才未満かつ学校長が推薦する者	11月28日	令和8年1月10日～12日 ※いずれか1日が指定されます。
	一般	男子で中学校卒（見込含む）の17才未満の者	令和8年1月15日	1次：令和8年1月24日 または25日 2次：令和8年2月12日 または15日 ※いずれか1日が指定されます。
一般曹候補生		18歳以上33歳未満	11月21日	1次：11月29日（簡易センター方式） 11月29日～12月4日（個別受験方式） 2次：令和8年1月8日～9日 ※いずれか1日が指定されます。
自衛官候補生			随時	受付時にお知らせします。

問合せ 自衛隊知覧分駐所 TEL83-1811

消費生活メモ

注意！「セルフエステ」は
クーリング・オフ対象外

サイトで見つけた歯のセルフホワイトニングサロンに出向き、低額の体験コースを申し込んだ。自分で歯に薬剤を塗布して専用の機械で光を照射した。効果はあまり感じなかったが「何回か通うと白くなる」と言われ、「体験当日に10回分の回数券を購入する

と、有料体験コースが無料になり、2回分増える」と勧誘されて回数券約3万円を購入した。帰宅後、全回通っても効果があるのか、将来、就職で当地を離れたら全回通えるのかなどを考え、クーリング・オフを希望したがサロンに「できない」と言われた。

▼エステティシャンが施術を行う、いわゆるエステティックサロンでは、

期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合、特定商取引法の特定継続的役務に該当しクーリング・オフができませんが、事例のような「セルフエステ」は自身で機器等を使用するため、一般に同法の対象外とされており、クーリング・オフはできません。

無料体験コースのつもりでも「今日ならお得」などの勧誘に、焦って契約し

てしまいがちですが、迷ったらきっぱりと断りましょう。契約の際は契約期間や違約金の有無等をよく確認し、長期間の契約や回数券を購入する場合、継続できるかどうかや中途解約の可否も踏まえ、慎重に検討しましょう。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

消費生活に関するトラブルのご相談は枕崎市消費生活センター（市役所内）まで。
TEL72-1111 内線329
※8:30～12:00、13:00～17:15